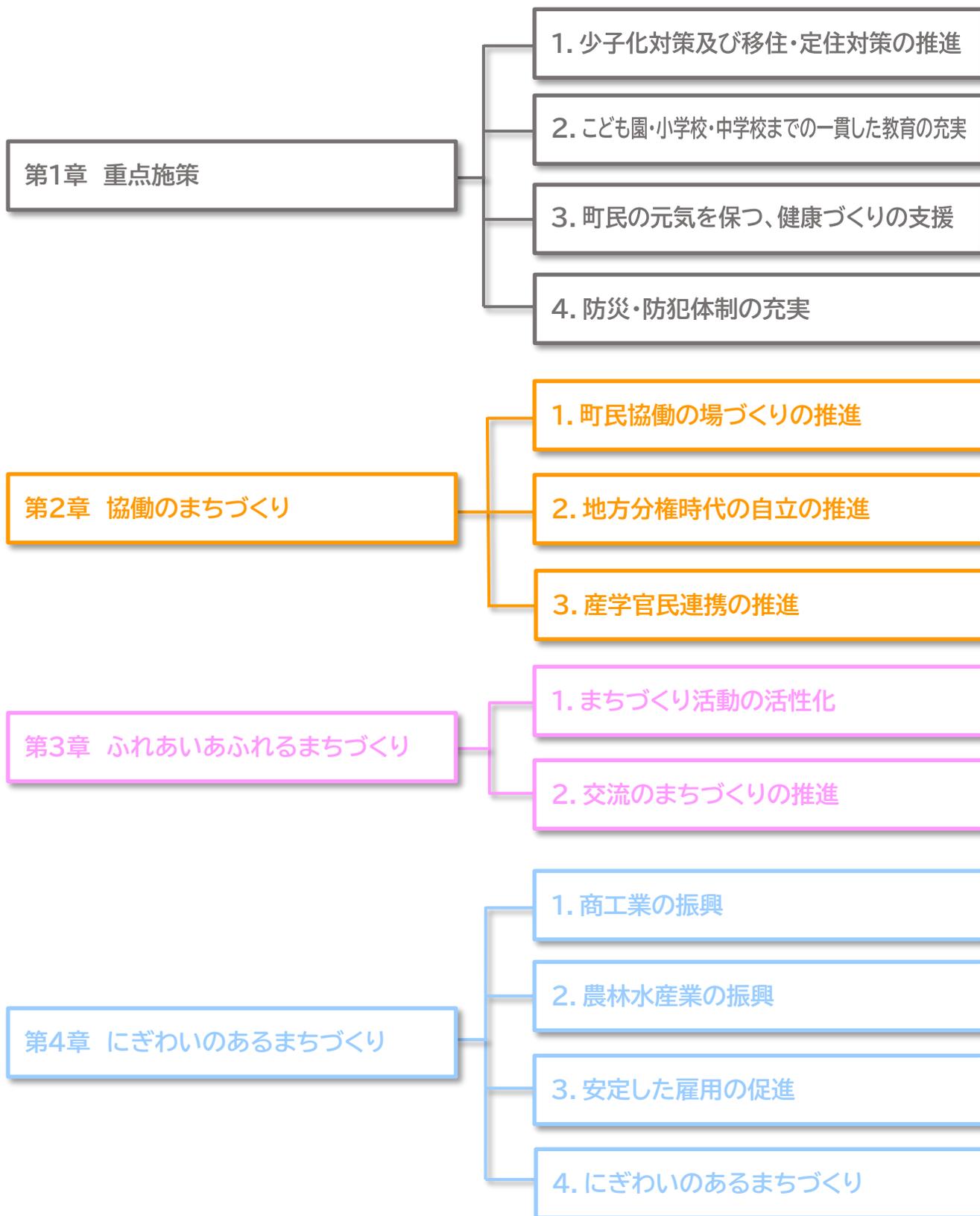
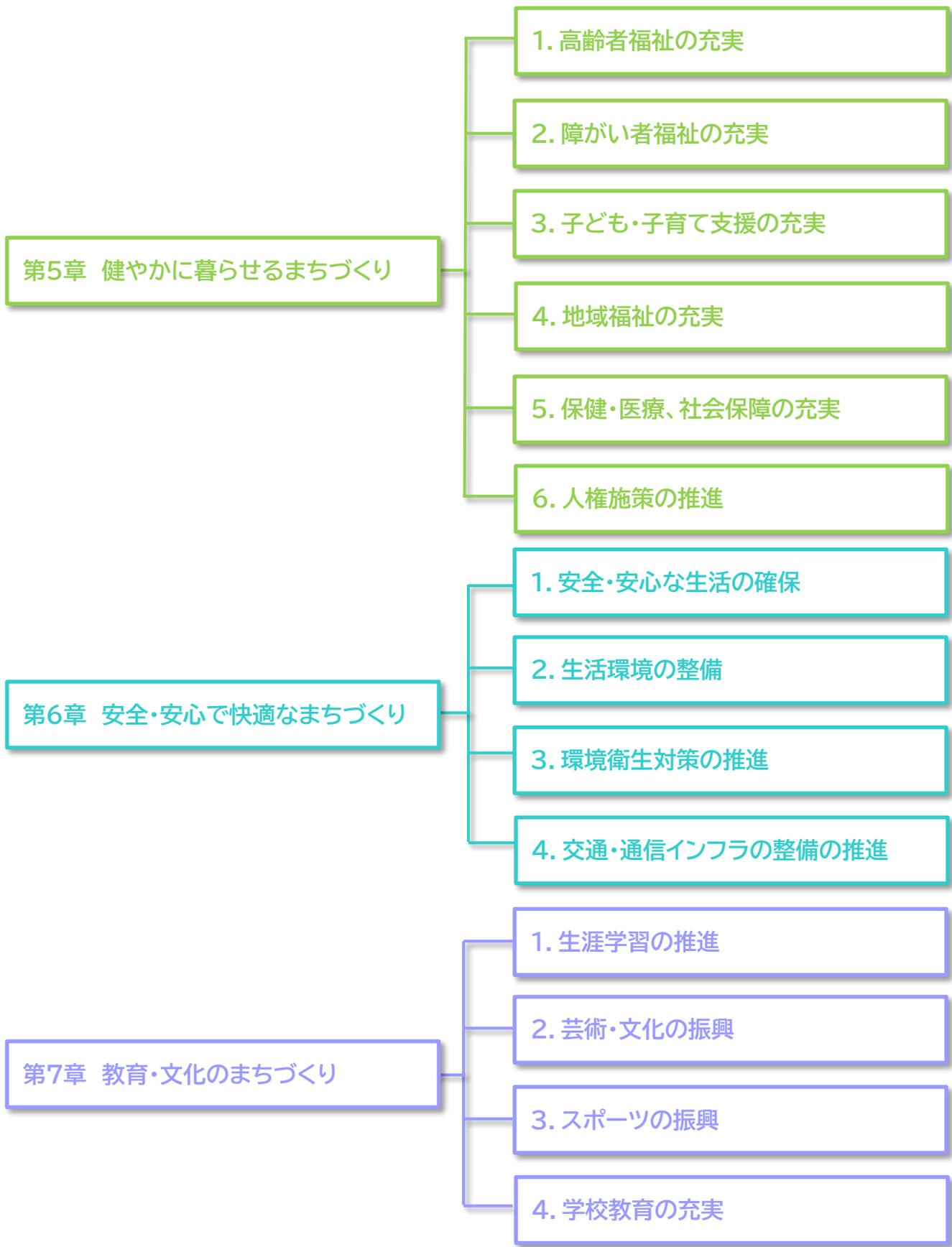


基本計画

重点施策・基本目標「6つのまちづくり」の構成





第1章 重点施策

1. 少子化対策及び移住・定住対策の推進

少子高齢化や転出超過などにより人口が減少する中で、人口減少を抑制するためには、安心して子を産み育てることのできる環境づくりが必要不可欠です。また、ひとり親家庭の増加や子育て世代における地域とのつながりの希薄化など、近年の養育環境の多様化に対応できるよう、子育て環境の充実を図り、和木町で子育てをしたくなるまちづくりを目指します。

また、年齢や障がいの有無等に関わらず、全ての町民が活力をもって暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実に努めるとともに、雇用の確保、生活インフラや交通基盤の維持など、持続可能な住みやすいまちとなるよう施策を推進し、まちの魅力を一層向上させることで、和木町に住んでみたい・住み続けたい人の増加へとつなげます。

2. こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実

こども園、小学校、中学校がそれぞれ1施設であり、0歳から15歳までの一貫した教育を推進できるのが、本町の教育における特色です。学校同士の連携が密で、切れ目のない、きめ細やかな教育を展開しています。加速する社会の高度化やグローバル化に対応するため、学力向上に加え、ICT教育や英語教育の充実に努めます。

また、社会のルールや命の大切さを知り、犯罪をしない・巻き込まれない、不登校やいじめを生まないための「こころ」を育てる教育を推進します。

3. 町民の心と体の健康づくりの支援

すべての町民が、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすためには、心と体の健康を保つことが大変重要です。

まず、心の健康を保つためには、地域におけるつながりを創り、社会的な孤立を防ぐことが鍵となります。本町では、コンパクトでまとまりのあるまちである強みを活かし、町全体を学園として捉え、生まれる前からお墓に入るまでのライフステージの中で生涯学習を推進していく町ぐるみ「和木学園」を構築しています。お互いを「みんなが生徒、みんなが先生」として捉え、歴史や自然、芸術や文化、官民連携の取組などを通じて、地域とつながり、町民が笑顔になれる「楽しい和木町」を育んでいきます。

そして、和木町独自の取組「3つの“あ”元気プロジェクト」をさらに推進し、子どもから高齢者まで幅広い世代の体力の維持・向上、生活習慣病予防、健康な体づくりに努めることで、身体的・精神的・社会的に満たされた状態“ウェルビーイング”の向上を図ります。

4. 防災・防犯体制の充実

災害が少なく、温暖な気候が本町の特徴ですが、過去に経験したコンビナート災害や豪雨災害の教訓を生かすとともに、南海トラフ巨大地震を踏まえ、災害危険箇所の安全対策措置、避難所の生活環境整備、防災ハザードマップの作成、個別避難計画策定による避難支援体制の構築など、ハードとソフトの両面から防災・減災対策の充実強化の取組を進めてきました。今後も、訓練による職員の災害対応力の向上、町民一人ひとりの防災意識の醸成など、引き続き「災害に強いまちづくり」の実現に向けて、取組を進めます。

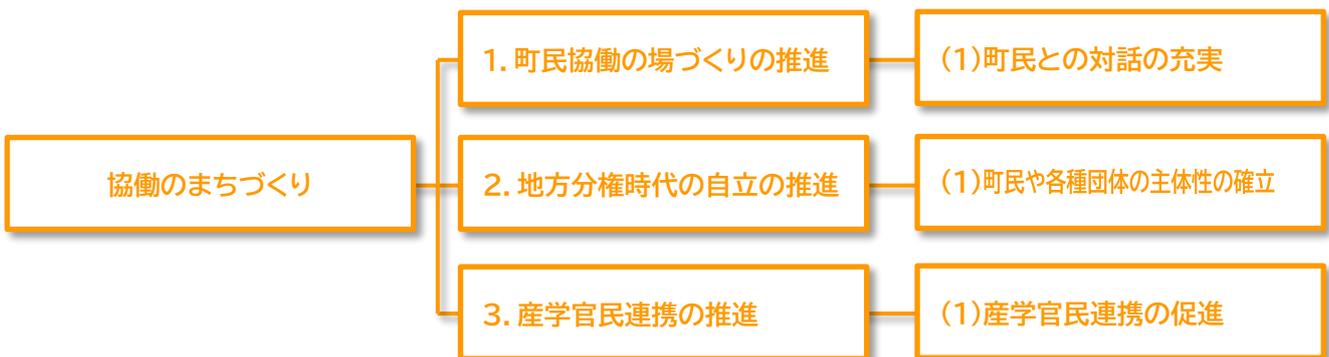
また、近年は全国的に消費者被害や特殊詐欺等の手口が巧妙化し、本町においても被害が増加していることから、関係機関同士の迅速な情報共有や、地域の見守り強化によって、被害を未然に防止できる体制づくりに取り組めます。

第2章 協働のまちづくり

今日の社会においてはライフスタイルの変化や核家族化に伴い、少子高齢化、自然減、社会減による人口減少が進み、かつてと比べて地域社会におけるコミュニティが一層希薄となっています。また、自治会への未加入者や外国人が増加していることから、町民相互のコミュニケーションが取りづらい状況が生まれています。自治会活動をはじめとした地域活動や、全国的に頻発する自然災害への備えなど、地域社会をとりまく状況は一層厳しさを増しており、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解決していくためには、町行政だけでなく、町民、各種団体、企業、学校など、様々な立場の個人・団体との連携を図り、さらに「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の精神に基づき、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの特性を生かした協働のまちづくりを進めることが、これまで以上に求められています。

【施策の体系】



【目指す姿】

目標指標	現状	目標・目標値	基準
町全体の「協働・コミュニティ」の満足度	14.3%~33.2%	30%	町民アンケート
町民懇談会開催回数(5年間累計)	10回	10回	各種団体懇談会等

1. 町民協働の場づくりの推進



町民や各種団体と行政が対話を通して協力・連携し、地域課題の共有及び解決に向けた取組を推進します。

(1) 町民との対話の充実

①町民との対話の充実

- 自治会長との行政懇談会を継続実施し、町民との対話の場を充実させることで、行政課題の解決を図ります。
- 各地域の町民との懇談の場や、各種団体と意見を交わす場を設けるなど、広く意見を収集できる体制づくりを進めます。
- 町民主体のまちづくりを進めるため、町民アンケートやパブリック・コメント等の制度充実を図るなど、町政への参画機会を提供し、町民が主体的に参加しやすい環境づくりを行います。

②情報公開制度の充実

- 公文書等、町の保有する情報について適正な管理に努め、条例に基づいて自治体として責任ある情報公開を行うことにより、町民の理解と信頼を深めるとともに、町政への参加促進を図り、開かれた町行政を推進します。
- 個人情報等がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を図り、町民との信頼関係を築けるよう努めます。

2. 地方分権時代の自立の推進



町全体を活性化し、将来にわたって持続的に発展させていくため、町民一人ひとりが自治会活動や和木学園構想など、幅広い施策に関心を持ち、町民だれもが積極的に参画できるよう取組を推進するとともに、地域で協力し、町民同士が連帯感を深められるよう、体制整備や町民の意識改革に努めます。

(1) 町民や各種団体の主体性の確立

①町民や各団体の自立の推進

- 個人、団体、組織等の自立を基本とした地域活動を促し、町民主体のまちづくりを推進します。

②町民と共に創るまちづくり

- 地域で活動しているコミュニティ団体の連携を促進し、多くの町民が参加・協力できる体制づくりに努めます。

3. 産学官民連携の推進



地域課題の解決に向けて、町民、企業、行政、教育・研究機関などによる「産学官民連携」を積極的に推進します。対話の場の充実、各種事業への参加を通じ、地域に関わる様々な立場の人々が、それぞれの強みを活かして協力し合い、地域課題に対して一丸となって取り組める体制づくりを進めていきます。

(1) 産学官民連携の促進

①産学官民連携による地域課題の解決

- 産学官民連携を積極的に推進することで、意見交換や共同研究の場を拡充し、様々な立場の人との関わりを交えながら、地域課題の解決を促進するとともに、本町の特色を活かしたまちづくりを行います。
- 令和7年2月に、本町と学校法人高水学園岩国短期大学は教育、子育て、まちづくり、学術研究、人材育成等の分野において相互に協力し合う「包括連携に関する協定」を締結しました。個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目指し、これまで以上の連携に努めます。

②企業参加の促進

- 一部の公共施設の経営について、引き続き指定管理者制度を採用し、民間事業者の知識やノウハウを活用することで、経営の安定化やサービス品質の向上を図ります。また、企業や団体に対し、行政が行う事業・イベントなどへの積極的な参加、協力等を依頼します。



< 行政懇談会 >

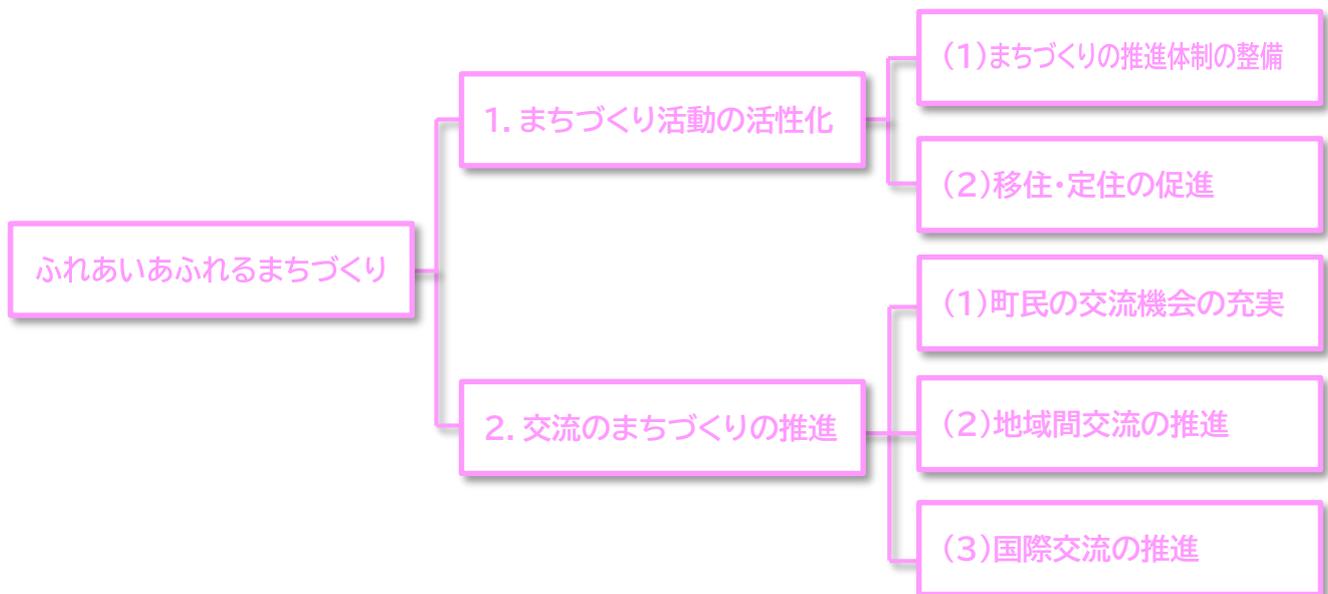
第3章 ふれあいあふれるまちづくり

少子高齢化や単身世帯の増加等の社会構造の変化や、デジタル化の進展による対面交流の減少、近隣関係や地域との関わりを避けようとする意識の変化により、地域コミュニティの希薄化が深刻な状況となっています。

本町においては、コンパクトなまちであることを強みとして、行政と地域が密に連携したコミュニティ活動やボランティア活動などを特に推進していますが、活動を担う人たちの高齢化と人手不足が進んでおり、若い世代の担い手を確保していくことが求められています。今後もふれあいあふれるまちづくりを推進するためには、コミュニティ活動やボランティア活動などの地域活動を維持し、若い世代を中心とする移住・定住施策や関係人口の増加策を講ずることによって、自治基盤の充実・強化を図っていく必要があります。

また、町内の交流と合わせ、姉妹都市交流や国際交流など、さまざまな交流活動への参加や関わりを積極的に進めながら、町の魅力の発信・活性化を図っていきます。

[施策の体系]



[目指す姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
地域コミュニティの活動の満足度	14.3%~33.2%	30%	町民アンケート
ボランティア登録者数	286人	350人	社会福祉協議会登録
地域おこし協力隊 採用人数(5年間累計)	3人	8人	

1. まちづくり活動の活性化



「明るく元気に、笑顔あふれるまち」を創りあげるため、自治会や各種団体の地域コミュニティの維持に取り組み、地域活動の活性化を推進します。また、町と多様な形で関わり、地域づくりを応援してくれる関係人口や、観光などで一時的に訪れる交流人口の増加につながる施策の充実を図ります。

(1) まちづくりの推進体制の整備

①まちづくり組織の充実

- 和木学園や町の行事などを通じて、町民一人ひとりの「自らの地域は自らが創る」という意識を高め、町民を中心に各種団体、自治会、行政、企業などがそれぞれの役割を果たしながら、まちづくり活動に参加できるよう体制づくりを推進します。
- まちづくり活動を主導し、自治会活動、コミュニティ活動を活性化させる若いリーダーの発掘と育成について、サポートを行います。

②自治会活動の支援

- 自治会役員の高齢化や人材不足、自治会未加入者の増加などの課題解決に向けて、自治会活動をサポートし、活動の維持と自治意識の高揚に努めます。
- 各地域の集会所等を町民だれもが活用できる場として提供し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

③ふるさとを愛する意識の醸成

- 子どもたちが「ふるさと和木町」に誇りと愛着を持つよう、学校、地域、行政が連携する「地域協育ネット」等を活用し、和木町のことを学ぶ機会を通じてふるさとを愛する意識の醸成に取り組めます。

(2) 移住・定住の促進

①地域イメージの定着化

- 本町の将来都市像である「緑の風薫る文化のまち和木町」を実現するため、「あいさつと笑顔あふれるまち」を推進し、和木町のキャッチフレーズ「イツアスモール和木町」のイメージ定着化を図ります。

②移住・定住の促進

- 関係人口や交流人口の獲得・拡大、ひいては若い世代の移住・定住促進を図るため、地域おこし協力隊や和木町PR大使によるイメージアップ活動を展開し、さらにホームページやSNS等の様々な媒体を活用することで、住みやすいまちをアピールします。

2. 交流のまちづくりの推進



町民の連帯意識をさらに強め、地域への関心を高めていくため、町民相互の交流、姉妹都市等との地域間交流、国際交流などの機会を充実させて、関係人口及び交流人口の創出拡大を推進します。

(1) 町民の交流機会の充実

①交流事業の推進

- わき愛あいフェスティバルや地域交流スポーツ大会の開催、その他町内でのイベントを周知するなど、町民同士や、町民と関係人口がふれあう機会を充実させるため、交流事業の推進に努めます。
- 交流事業に何度でも参加したくなるよう、地域、団体等との連携のもと、内容の創意工夫に努めます。

(2) 地域間交流の推進

①姉妹都市交流の推進

- 北海道恵庭市との交流が未永く発展的に継続するよう、自然、歴史、文化、産業等、多方面での姉妹都市交流を推進します。
- 相互の職員派遣交流や教育親善使節団の派遣を実施することで、相互理解と協力体制を深め、より良いまちづくりを推進します。

②広域交流の推進

- 近隣市町や広島広域都市圏協議会と連携し、広域的な観光資源の開発や観光イベントの開催、魅力的な観光周遊ルートの開発等を推進します。
- 広島広域都市圏協議会の職員共同交流研修に職員を派遣し、他自治体から知見を得て、人脈を獲得することで、広域ネットワークの連携強化を図り、様々な分野において協力体制の構築を推進します。

③交流機会の拡大

- 本町に関心や愛着を持ち、本町に関わる人や和木町ファンを増やすため、和木町の魅力を様々な媒体を通じてPRし、交流機会の拡大と、交流人口や関係人口の創出に努めます。

(3) 国際交流の推進

①国際交流の推進

- こども園では国際交流支援員による国際交流支援授業や英語教室を開催し、小中学校ではJETプログラムによるALT授業や英語検定助成事業等を実施することで、外国語と接する

機会を増やし、国際交流の基礎づくりを推進します。

- 幼児から社会人に至るまでの国際的に活躍できるグローバル人材の育成に努めます。

②中学生海外派遣事業の継続

- 現在実施している中学生海外派遣事業を継続し、外国語を学びたい生徒のさらなる語学力の向上を支援します。また、その成果を町民に発表する機会を設けることにより、他生徒の参加意欲の向上を図るほか、外国の多様な文化・価値観に対する町民の理解と関心を高め、国際感覚の醸成に努めます。

③地域に訪れる外国人との交流

- 町民と異国文化との相互理解を深めるため、近隣自治体や国、県、関係団体等と連携して、諸外国の文化・歴史に関する学習機会の充実に努めるとともに、経済、文化、スポーツなどを通じて、外国人との友好的な異文化交流を推進します。
- 米海兵隊岩国航空基地に関連した日米交流イベントを継続実施し、さらに他国から来た在留外国人についても相互理解を深めるための取組を検討します。



< わき愛あいフェスティバル >



< 中学生海外派遣事業 保護者報告会 >

第4章 にぎわいのあるまちづくり

少子高齢化や人口減少、グローバル化による国内外の競争激化、ICTの進展など、産業を取り巻く状況は急速に変化しています。

本町の基幹産業である製造業に対しても大きな影響を及ぼしており、持続的な発展に向けた取組が求められているほか、商業や農林水産業、観光業など、他分野との連携や波及効果を踏まえた効果的な施策が必要となっています。そして、性別や年齢、障がいの有無を超えて、希望するだれもが自分の能力を発揮できる社会の実現に向けて、雇用確保や受入体制の整備も重要となっています。

また、産業集積地や商業エリア、住宅地などの土地利用を計画的に進め、多様な人が行き交うにぎわいのあるまちづくりに官民連携で取り組みます。

[施策の体系]



[目指す姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
町全体の「産業の活性化」の満足度	6.7%~29.8%	16%	町民アンケート
起業・創業者数 年間件数	5件	2件	起業・創業者数 (認定創業支援等事業計画目標値)
蜂ヶ峯総合公園の利用者数	147,275人	150,000人	施設利用者の延べ人数



< Bee+ にぎわい広場イベント >



< 和木学園 町内企業・漁協との水産資源再生実験 >

1. 商工業の振興



本町の化学工業をはじめとした製造業を振興させるため、既存企業との連携強化を図るとともに、企業誘致による新たな雇用の創出や商工会と連携した新規創業支援や事業承継等、商工業の発展・活性化に向けた支援を推進します。

また、本町の観光資源である蜂ヶ峯総合公園において、年間を通じた来場者を確保するため、SNSやメディアを通じて和木町の魅力発信を積極的に行うとともに、近隣市町や広島広域都市圏との連携による、広域ネットワークの強化を図ります。

(1) 工業の振興

①既存立地企業の発展

- 基幹産業である製造業や既存企業の雇用の確保・拡大や新規事業の展開、地域経済活性化に向けた支援を推進します。

②地場産業の育成

- 地場産業の育成のため、融資制度を活用した支援を図るとともに、未利用地・遊休地の有効活用に向けた働きかけを行います。

③工業基盤の整備

- 国、県及び関係団体との連携のもと、道路や橋梁、水源などの工業基盤の整備を推進し、工場立地の利便性向上を図ります。

④新規企業の誘致促進

- 岩国錦帯橋空港からのアクセスの利便性や税の優遇措置等を積極的に活用するなど、県や関係機関との連携強化を図り、企業誘致を促進します。

(2) 商業・サービス業等の振興

①商業の活性化

- 個人・法人の新規創業を支援することで町内の事業者を増やす一方で、事業承継の問題に直面している事業者の相談支援や、利子補給金や融資貸付金制度等によって事業者の経営の安定化を図るなど、商業の活性化を推進します。

②小規模企業者の経営安定化と活性化

- 県や商工会などの関係機関と連携し、経営診断、経営指導、制度融資等の活用促進、研修案内や情報提供を行うことで、経営の効率化や経営基盤の強化を支援します。

③特産品開発や商品のブランド化

- 地域の商工業者の団体である商工会や地域振興協会との連携、地域おこし協力隊の活用等により特産品開発や商品のブランド化を図ります。

(3) 観光振興

①観光拠点の魅力向上

- 蜂ヶ峯総合公園は本町のシンボリックな観光資源であることから、レストラン、カフェ、多目的ルーム、こども広場など、新たな施設を整備し、にぎわい創出拠点として令和3年4月にBee+エリアを開園しました。イベント開催や交流事業の実施により、交流人口、関係人口のさらなる拡大を図ります。

②観光PRの充実・強化

- ホームページ、SNS、観光パンフレットなど、各種メディアの活用や、和木町PR大使および地域おこし協力隊による町の魅力発信により、町外に向けての観光客の誘致や観光PR活動の充実・強化に努めます。
- 本町は岩国錦帯橋空港から近距離にあり、さらに山口県の東の玄関口であるという好立地を有効に活用し、観光客の誘致に努めます。

③広域的観光ネットワークの活用

- 山口県及び山口県内市町、広島広域都市圏、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会等を通じた広域的観光ネットワークを活かし、広域的な観光資源の開発、蜂ヶ峯総合公園を含めた観光ルートの構築、各種観光事業への協力、イベントへの出展・参加を促進します。

2. 農林水産業の振興



町土の大半を山林が占めている本町において、森林のもつ多様な機能を維持し、限られた狭小な農地を有効活用するためにも、担い手の育成や関係団体との連携といった活動の強化を進めます。

また、町内の水域に漁業権を有している岩国市漁業協同組合和木支店及び芸防漁業協同組合と連携し、水産業の振興を図ります。

(1) 農業の振興

①特色のある農業の推進

- 地域団体の活性化を促進し、限られた農地の有効活用や遊休地・耕作放棄地の利活用を検討し、地域の特色ある農業の振興を図ります。

②新規就農者の確保と育成

- 広島広域都市圏や山口県農林総合技術センターと協力し、新規就農者定着のための支援に取り組めます。
- アグリツーリズムや半農半Xなど、都市住民を対象とした多様な農業への関わり方を模索し

ます。

③特産品の開発

- 地場産品の活用による「まちおこし」を行うため、農林水産関係団体をはじめ、町民、企業等が連携し、本町の特色を生かした特産品の開発、販売を目指します。

(2) 林業の振興

①森林整備等の推進

- 行政、町民、地元企業の協働により、森づくりなどの体験事業を進め、町民が森林や林業を気軽に親しむことのできる場や交流のできる場をつくります。
- 森林環境譲与税を財源に、私有人工林の整備（保育間伐）や公共施設の木質化などの事業を推進します。

②林道の維持管理

- 森林の適正整備や維持管理には林道が必要不可欠であるため、定期的なパトロールや計画的な修繕を行うことで林道の維持管理に努めます。

③特用林産物の振興

- 森林資源を有効に活用するため、栗、ヤマモモなどの特用林産物の振興や新たな特産品の開発により林業の振興を図ります。
- 「里山研究会」の組織活性化のため、各種活動支援を行います。

④有害鳥獣対策

- 生息域の変化によってイノシシ等の有害鳥獣の出没件数が増加しているため、国・県、猟友会等と協力し、広域的な捕獲体制の検討を行います。

(3) 水産業の振興

①小瀬川流域の水産業の振興

- 各漁協への支援を継続するとともに、町内企業や漁協と連携して水産資源の再生を目指します。また、和木学園と連携し、町民が水産業に親しむ機会を持てるように努めます。

3. 安定した雇用の促進



少子高齢化や人口減少が進む中、地域社会の持続的な発展には多様な人材の活躍が不可欠です。安定した雇用の促進に向けて、女性や高齢者、障がい者、離職者、外国人など、働く意欲のあるすべての人がその能力や希望に応じて就労できるよう、雇用環境の整備や関係機関との連携を図っていきます。

また、誰もが安心して働き続けられるよう、職場のバリアフリー化や、柔軟な勤務制度の導入、育児や介護と仕事の両立を可能とする制度や、働き手のライフステージに応じた勤務体系につい

ての情報発信や普及啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現と持続可能な地域雇用環境の構築を目指します。

(1) 雇用の確保と促進

①働く意欲のあるすべての人の雇用確保

- 雇用の確保に向けて積極的に町内企業等に働きかけるとともに、企業の雇用に関する情報の収集に努めます。
- ハローワーク、シルバー人材センター、障害者就労支援事業所等と連携し、働く意欲のあるすべての人がその能力や希望に応じて就労できるよう、雇用環境の整備や支援に努めます。

(2) 労働環境の向上

①労働環境の整備

- 勤労者のゆとりある生活の確保、労働条件の向上や快適な職場環境づくりなど、労働環境の整備・向上を促進するため、広報紙やホームページを通じた周知・啓発を行います。

(3) 仕事と生活の調和の推進

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- 広報紙やホームページ等を通じて啓発活動を行い、町内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

4. にぎわいのあるまちづくり

11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



にぎわいのあるまちを創造するため、効果的な土地利用を検討し、人々が行き交う活力あるまちづくりを推進します。また、安全で快適な市街地の整備に努めます。

(1) にぎわいのある街なかの整備

①総合的な土地利用

- 町内の遊休公有地について、民間へのサウンディングなどを実施しながら、総合的で効果的な活用策を検討します。

②安全で快適な市街地の整備

- 公共交通の充実、歩行者や自転車利用者の安全対策に努め、安心して移動のできる安全で快適なまちづくりを目指します。
- 民間の住宅開発を促進し、良好な市街地の形成を図ります。

第5章 健やかに暮らせるまちづくり

わが国においては2008年を境に人口減少へと転じ、少子高齢化がますます進行していますが、本町においても例外でなく、高齢者割合の増加や子育て世帯の減少、それに伴う子どもの数の減少がみられます。

一方で、個人の価値観やライフスタイルの変化、単独世帯の増加等を背景に個人の暮らし方が多様となることで、福祉ニーズも一人ひとり異なっており、対応すべき福祉課題もさまざまに生じています。

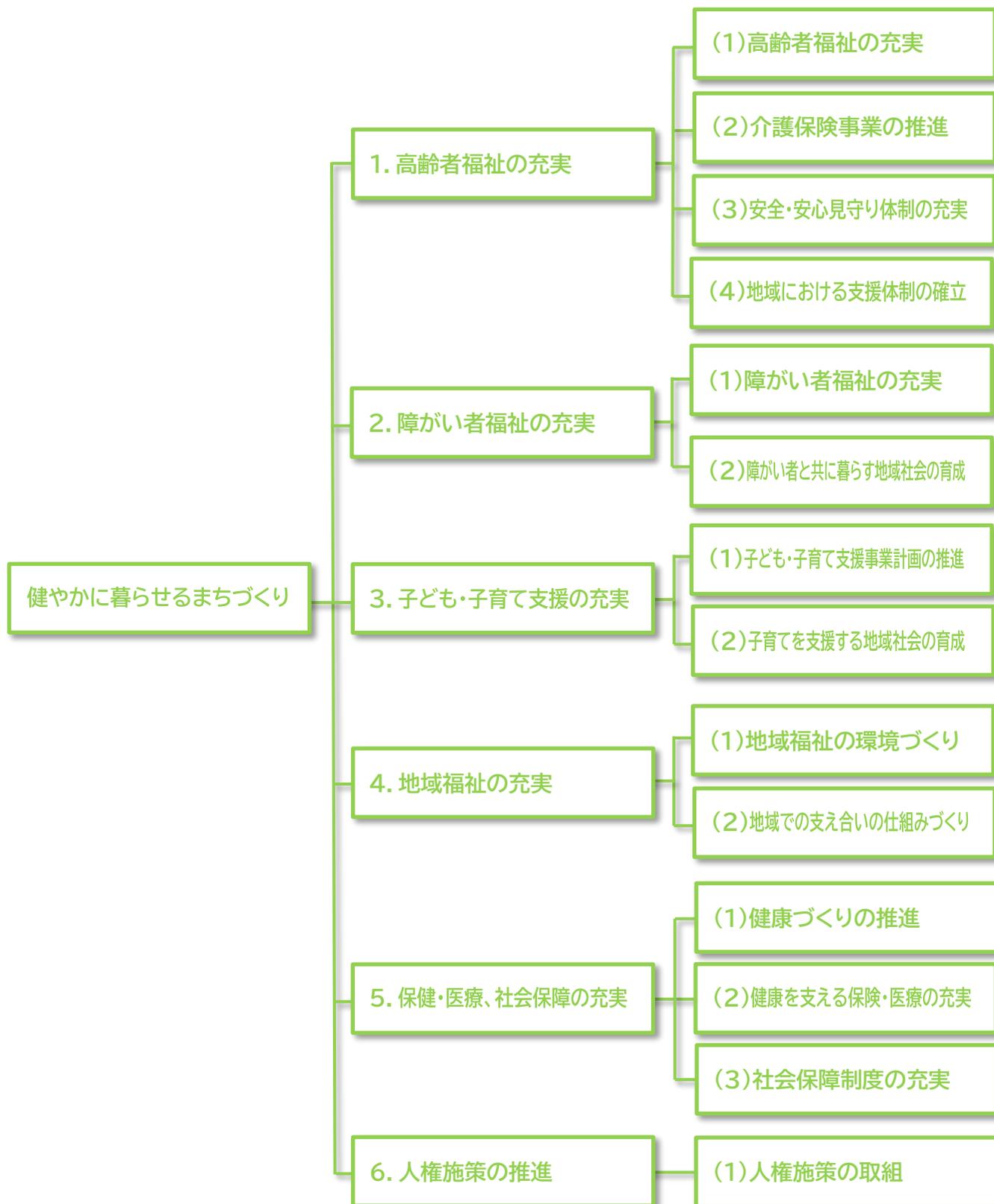
こうした状況において、国の制度による福祉サービスの提供に加えて、地域の実情にあった福祉事業の推進や知恵、経験を有した町民の力を生かした助け合い・支え合いの仕組みづくりが重要となっています。

高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、それぞれが抱える課題を地域全体で包括的に支援する体制づくりを進めることで、だれもが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、地域に根ざした支え合いの仕組みづくりに取り組みます。



< 「3つのあ」プロジェクト あしゆび体操 >

[施策の体系]



[目指す姿]

目標指標	現状	目標	基準
高齢者福祉サービスに対する満足度	24.8%	30%	町民アンケート
要支援・要介護の認定を受けていない高齢者の割合	81.5%	83.0%	
障害者福祉サービスに対する満足度	15.8%	30%	町民アンケート



< すくすくフェスタ >



< 福祉まつり >

1. 高齢者福祉の充実



人口減少が加速する中、豊富な経験や知識をもつ高齢者は地域コミュニティにおいて重要な役割を担っています。高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくりや活躍できる場の創出に取り組みます。また、介護予防の推進と介護サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと楽しく生活できる環境の整備を推進します。

(1) 高齢者福祉の充実

① 高齢者福祉の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと楽しく生活を送ることができるよう、関係機関や地域と連携するとともに、高齢者福祉を推進するための取組を実施します。
- 健康寿命の延伸により、元気に活躍できる若手高齢者（概ね60歳から70歳前半）が増えていることから、若手高齢者の地域活動への参加促進、生きがいづくりや活躍の場の創出に取り組みます。

(2) 介護保険事業の推進

① 介護保険の充実

- 「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、事業を円滑に実施するとともにサービス利用者の自立を促し、生活の質を高め、介護サービス利用の適正化を図ります。
- 高齢者の増加に伴い介護人材不足が懸念されることから、介護認定調査員の募集や研修受講の推進、介護人材の確保につながる施策を検討・実施します。また、介護保険が継続的な事業となるよう、町民一人ひとりの介護予防に対する意識の向上を図ります。

② 介護予防と日常生活の自立の支援

- 介護保険事業に位置付けられている各種サービスの適正給付、転ばぬ先のちえ教室の開催、各集会所で行われているサロン運営の支援などを行うことにより、高齢者の介護予防と日常生活の自立の促進を図ります。

(3) 安全・安心見守り体制の充実

① 安全・安心見守り体制の充実

- 民生委員・児童委員、福祉員を中心とした見守りネットワークが組織されており、社会福祉協議会と地域包括支援センターが協力する形で高齢者の見守り活動を展開しています。ネットワークを通じた情報共有や模擬訓練等を行うとともに、民間事業者との協定による見守り活動を活用することで、今後も見守り体制の充実に努めます。
- 独居高齢者と高齢者世帯のうち、希望する世帯に「あんしん情報カプセル」を配布し、緊急時

に迅速な救急活動が行えるよう取組を行っています。今後は、さらに進むと予測される高齢者の増加に備え、カプセルの普及・促進に取り組みます。

- 見守り機能と生活支援が一体となった「ごみ出し支援事業」は利用登録者が増えており、今後はさらに利用登録者が増えることが予想されています。高齢者が自立した生活が送れるように、自助・互助を大切にし、既存のコミュニティ（地域のつながり）が失われないように配慮しながら、制度を必要とする方への支援を行います。

②地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者とその家族を地域全体で支えるため、地域包括支援センターを中心に、関係機関、医療機関、介護保険事業者、民生委員・児童委員等が連携するとともに、町民一人ひとりの自助・互助を大切にしつつ、高齢者がいつまでもいきいきと和木町で暮らせるシステムづくりを目指します。
- 高齢者の社会参加を促進し、町民が主体的に地域課題を解決できるよう、生活支援コーディネーターと自治会が協働し、様々な資源を繋ぎながら地域づくりを進めていきます。

(4) 地域における支援体制の確立

①在宅介護者に対する支援

- 寝たきり高齢者を介護する家族の孤立感や経済的な負担を軽減するため、家族介護者の社会的孤立や疲弊を防ぎ、安心して支援を受けられる環境の整備に努めます。

②認知症高齢者やその家族の支援

- 高齢者人口の増加と平均寿命の延伸とともに、認知症高齢者の増加が予測されることから、認知症ケアパスに基づく相談支援や、認知症への理解と地域の支援を得るためのサポーターのさらなる養成など、地域の見守り体制の強化に努めます。

③ボランティア活動の推進

- 高齢者の地域生活を支えるうえで、ボランティアの協力は欠かせないものとなっています。活動に携わる方の高齢化や参加者が少ないことが課題となっているため、若い世代の福祉のまちづくりへの参加を促す対策を検討するとともに、サロンや老人クラブ等の地域活動の関係者における協議の場を設け、ボランティアの育成や安心して活動に参加できる環境づくりに努めます。

④生きがい対策の推進

- 高齢者が持つ知識や経験、スキルを活かすために就労機会の充実を図り、いつまでも健康で豊かに過ごせるよう、高齢者と町民がふれあう機会の充実と、地域社会への貢献を促進します。

⑤成年後見支援制度の啓発

- 判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、成年後見支援センターが主体となって成年後見制度の広報啓発や相談を行い、利用促進を図ります。

2. 障がい者福祉の充実



障がいの有無に関わらず自分らしく暮らすことができるよう、ライフステージを通じて一貫した支援並びに生活全般にわたる包括的な支援を行うとともに、家族への負担軽減や関係団体への活動支援を図ります。

(1) 障がい者福祉の充実

①障がい者福祉の充実

- 「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者の自立を促進するため、地域での生活を支援するとともに、就労支援等を推進します。また、自立支援協議会と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

②障がい者への支援制度の充実

- 国、県の実施する支援制度と町独自の支援制度により、関係機関が連携して障がい者への総合的な支援を強化するシステムの構築を図ります。

③障がい者の就労の支援

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等の関係機関との連携によって就労に関する相談支援体制を強化し、個々の希望に応じた就労へとつながるよう支援を行います。

④障がい者の地域生活の支援

- 障がい者の地域での暮らし（地域移行）を推進するため、地域生活に対する不安解消やイメージ作り、障がい者に対する町民の理解や支援など、地域で暮らすための受け皿づくりに努めます。

⑤成年後見支援制度の啓発

- 判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、成年後見支援センターと協働し、成年後見制度の広報啓発や相談を行い、利用促進を図ります。

(2) 障がい者と共に暮らす地域社会の育成

①障がい者福祉関係団体活動の促進

- 障がい者福祉関係団体活動の活性化のため、新規会員の確保に向けて活動内容等の情報発信を支援するとともに、会員の福祉増進のための経済的支援等に努めます。

②障がい者の差別、偏見、虐待の防止

- 障がいや障がい者への差別や偏見、虐待をなくすための広報活動等を積極的に実施するほか、あいサポート運動などを通じて、町民の障がい者への理解促進と配慮実践の輪を広げます。

③障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 障がい者福祉の充実と障がい者の社会参加を促進するため、バリアフリーの理念のもと、公共施設、公共交通、道路等の生活環境の改善により「障がい者にやさしいまちづくり」を推進します。

3. 子ども・子育て支援の充実



全国的に人口減少が課題となる中、本町の人口減少は予測を上回るスピードで進行していることから、町ぐるみで子育て支援を強化する必要があります。

「第3期和木町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「わきは あったか 大家族～あいさつがはぐくむ希望、笑顔がつなぐ こどもの未来～」のもと、和木町に暮らす全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、まち全体で「こどもまんなか社会」の実現に努めます。

また、子育て支援に対する需要の増大や多様なニーズに対応するため、母子保健、児童福祉、教育・保育などの充実を図ります。

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

①子育て家庭への地域支援の充実

- 教育保育機関、行政、関係機関等の子育て支援ネットワークと、世代を超えた家族・地域の協力によって、まちが一体となって子どもたちを見守り、育てることができる体制の充実に努めます。
- すべての子どもの育ちを応援し、すべての家庭の支援を強化するため、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）をはじめとする子育て支援サービスのさらなる充実、制度等の周知・啓発に努め、積極的に各種事業を推進し、子どもと保護者双方の育ちを支援します。
- すくすくフェスタ実行委員会を主体として、保健、福祉、教育等のあらゆる領域の子育て支援団体が協働して「すくすくフェスタ」を開催し、子育て世代を中心に、児童・生徒、町民が楽しめる企画を行っています。

②子どもの健康に対する支援の推進

- 子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、虐待防止、子どもの発達支援、経済的な支援等を図り、子どもとその家族が健康に笑顔で暮らせるための支援を推進します。
- 子どもの健やかな成長に資するため、安心・安全かつ栄養バランスの良いおいしい給食が提供できるよう、給食センターの建替えを実施します。また、給食センターにおける食の安全管理や栄養を考慮した献立作成等を通じ、子どもたちへの食育活動につなげます。

③子どもの教育環境の充実

- 次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、親と子が共に学び、成長を実感することのできる学習の機会や場の整備を推進します。
- ふるさと和木に誇りと愛着をもち、和木の将来を担う人づくりを理念とし、子どもを中心に子どもの意見を尊重した教育・保育の充実に努めます。

④子育てと仕事の両立支援

- 男女ともに子育てをしながら働きやすい地域社会の実現を目指します。特に女性が働きやすい環境を整えるため、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。
- 男性も子育てに積極的に参加できるよう、企業に対して、子育て家庭に配慮した取組の推進を働きかけると同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。
- 子どもや家庭を取り巻く様々な問題が複雑化、深刻化しており、特にひとり親家庭の支援ニーズが高まっています。教育、生活、就労、経済など、多岐にわたる分野において、各関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

⑤子どもが安心して過ごせる生活環境の整備の推進

- 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策の推進、子どもの居場所の提供、母子保健の充実による母子の健康の確保、子どもが安心して医療機関を利用できる体制の整備などに努め、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

⑥相談支援体制の充実

- 妊産婦、子育て世帯、子どもの誰もが気軽に利用できる身近な相談機関として、令和6年6月に保健相談センター内にこども家庭センター「すくすく」を設置しました。妊娠期、産後、子育て期など、様々な子育てのフェーズに応じた内容や、虐待、ヤングケアラー等の相談にも取り組みます。
- 家庭教育支援チームや教育支援センター等、地域や学校にも身近に相談できる窓口が設置されています。各相談支援機関と連携し、情報共有を図ることで対応力を強化し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

(2) 子育てを支援する地域社会の育成

①家庭や地域の教育力の向上

- 家庭、地域、学校の協力のもと、和木学園を通じて子どもたちのニーズに合った体験活動を活発に推進し、子どもたちが知・徳・体のバランスのとれた「未来に輝く和木っ子」に成長できるよう、活動を進めます。
- 子育ての不安解消や家庭教育にかかる相談体制の充実、家庭教育力の向上のために、家庭教育支援者や保護者が連携を深め、家庭教育支援チームを設置しています。家庭や地域の教育力、資質の向上を図るため、各種団体の協力を得ながら総合的な施策の一層の充実を図ります。

②就学児童の居場所づくり

- 働き方改革などによる女性の社会進出やひとり親家庭の増加等にともない、昼間に一人になる、あるいは子どもたちだけになる世帯が増加していることから、放課後児童クラブや放課後こども教室など、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりの充実に努めます。

③子育て支援体制の整備

- 子育てのニーズの把握に努め、子育ての仲間づくりや、見守り活動の推進、相談の場の充実など、保護者や子どもに寄り添った、地域ぐるみによる子育て支援のまちづくりを進めます。また、子育て支援を行うボランティアなどの人材確保や人材育成を図ります。

4. 地域福祉の充実



少子高齢化、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が進行し、地域福祉を担う人材の高齢化や成り手不足が課題となっています。

町民やボランティア、社会福祉関係者、関係機関、行政が協働することにより地域福祉を実践するとともに、生活困窮者やひきこもりなどをはじめ、社会的援護を必要とする人に対して、地域ぐるみの福祉を推進していきます。

(1) 地域福祉の環境づくり

①福祉関係団体の育成強化

- 社会福祉協議会等、地域福祉活動の核となる福祉関係団体、ボランティア団体等と定期的な協議を継続するとともに、その活動内容を町民に周知し理解を深めることで、地域福祉活動を推進します。

②地域福祉施設の効率的な運営

- 各種福祉サービスや、ボランティア活動の拠点となる総合福祉会館や集会所をはじめとする地域拠点施設の利用促進を図ります。

③罪を犯した者等の社会復帰への支援

- 罪を犯した者等の中には、地域社会で生きていくうえで悩みや問題を抱えている者が多く、再犯を防止するためには、それらを解決する必要があります。就労、人間関係、社会の偏見や地域住民の理解など、様々な障壁が取り除かれるよう支援体制の整備に努めます。

(2) 地域での支え合いの仕組みづくり

①福祉意識の高揚

- 共に支え合う住みよい地域社会の実現に向けて、家庭、地域、学校、職場等を通じた啓発や、広報紙またはホームページ等による情報発信を行い、特に若年層を中心とした福祉意識の高

揚に努めます。

②地域福祉の推進

- 社会福祉団体同士のネットワーク、担い手の育成、若い世代のボランティアの参画を促進し、高齢者や障がい者、子ども、地域の交流によって相互扶助の関係を築き、地域ぐるみで福祉を推進する体制づくりに努めます。

5. 保健・医療、社会保障の充実



誰もが健康で自分らしく暮らせるためには、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める機会の創出や機運の醸成を図り、「健康寿命」の延伸を目指すことが重要となります。子どもからお年寄りまで、誰もが楽しく健康づくりに取り組めるよう環境整備に努めるとともに、地域の医療資源を活用し、感染症や災害時にも迅速に対応できる体制を整備するなど、多様化する医療ニーズへの対応を図ります。

また、国民健康保険や国民年金制度等の社会保障制度の安定的な運営にも努めます。

(1) 健康づくりの推進

①健康づくり意識の啓発

- 「健康わき21計画（第3次）」の基本目標と基本理念に基づき、町民一人ひとりの主体的で健康的な生活習慣の実現と健康寿命の延伸を目指します。また、計画の評価を今後の保健事業に反映させ、健康マイレージ事業等を活用しながら健康意識の啓発に努めます。
- 病気の予防や早期発見・早期治療を推進するとともに、こころの健康を維持するため、保健相談センターを中心とした関係機関との連携強化、広報・啓発の推進、臨床心理士による面談の活用など、様々な年齢の健康障害に対応できる仕組みづくりに努めます。

②保健・介護サービスの充実

- 健康寿命の延伸を実現するためには疾病の予防・早期発見・早期治療が必要なため、健診受診の勧奨や保健指導を徹底し、妊娠・乳幼児期から老齢期までのそれぞれのライフステージに適応した保健・介護サービスの充実に努め、町民の健康保持と介護予防を推進します。
- 総合的な相談支援体制を充実させるため、保健、医療、福祉、教育等、関係部門と連携できる体制づくりを推進します。また、様々な機器を活用した健康に関する測定会やウォーキングイベントなど、生活に取り入れやすいものを実施することで、セルフケアによる自主的な健康づくりを支援し、健康を守るための環境を整備します。

③マンパワーの強化

- 保健・介護サービス供給体制の充実強化を図るため、事業所従業員、ボランティア、サポート

センターなどとの連携を深め、講習会の開催等により資質の向上・強化を図ります。

- 各分野において、人材確保と人材育成などのマンパワー不足が課題となっていることから、支援者の輪を広げ、切れ目のない支援体制の継続に努めます。

④「3つのあ」プロジェクト推進事業

- 子どもからお年寄りまで幅広い世代の元気づくりを目的に、「①あしゆび体操（足指体操）」、「②あいうべ体操（口腔体操）」、「③あるこう運動（ウォーキングの推進）」の『3つのあ』を普及・推進し、繰り返し実践することで、セルフケアの浸透を図ります。

（2）健康を支える保険・医療の充実

①地域医療体制の充実

- さらなる高齢化や疾病構造の変化、医療の高度化、専門家により、地域医療に対するニーズが増加するとともに、高度化、多様化しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、近隣自治体等と連携しながら休日・夜間の救急医療体制を整備するとともに、在宅かかりつけ医等との医療連携体制の推進を図り、安心・安全な地域医療体制の維持に努めます。

②感染症対策の充実

- 予防接種法に基づき、感染症の発生や蔓延防止のため、定期予防接種の積極的な働きかけを行うとともに、任意予防接種助成事業を周知するなど、感染症予防を推進します。
- 感染症予防の基本的行動の実践として、免疫力を高めるための食事・運動・休養といった望ましい生活習慣、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、換気など、平時からの備えの重要性について普及啓発・徹底を行い、町民の意識向上に努めます。
- 新興感染症流行や災害発生などに備え、感染症対策物品を継続的に備蓄します。また、これらの事案の発生時には、予防接種の支援、感染症対策への協力呼びかけ、公共施設の環境整備などの感染対策に努めます。

（3）社会保障制度の充実

①国保財政の健全化

- 被保険者数が減少する一方で、一人あたりの医療費は増加傾向にあり、一人あたりの保険料は年々上昇しています。国民健康保険医療制度を健全に運営するため、保健事業を通じた健康意識の向上、医療費通知やジェネリック医薬品の推奨等により医療費を抑制しつつ、賦課保険料の適正な改正と高い収納率水準の維持に努めます。

②国民年金への加入促進

- 広報紙や啓発用のチラシの配布等、国民年金制度の周知・啓発に努めます。また、保険料の未納による資格喪失を防ぐため口座振替納付を促進し、年金事務所と連携をとりながら未加入被保険者の加入促進を図ります。

6. 人権施策の推進



町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を実現するため、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を行うなど、総合的な取組を推進します。

(1) 人権施策の取組

①人権に関する施策の推進

- 人権問題は近年の急激な社会の変化やインターネット、A I等の普及によって複雑化・多様化する一方で、家庭、地域、職場、学校等、私たちの身近なところで起きています。人権施策推進協議会を開催し、関係機関や地域の連携を深め、これら多様な人権問題に柔軟に対応できる施策を推進します。

②人権教育・人権啓発の推進

- 「じゆう（自由）」、「びようどう（平等）」、「いのち（生命）」をキーワードとした「山口県人権推進指針」の趣旨に沿った施策を実施します。
- 人権研修会・人権のつどいでは講師を招き、人と人のふれあいや、互いの理解を深め共感することの大切さを再確認することで、人権啓発を推進しています。また、人権の教育・学習活動の支援を継続し、町民が人権について相談しやすい支援体制の充実に努めます。

③ジェンダー平等及び多様性を尊重する社会の推進

- ジェンダー、年齢、国籍、障がいの有無、就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め、互いに支え合うことのできるまちづくりを目指します。

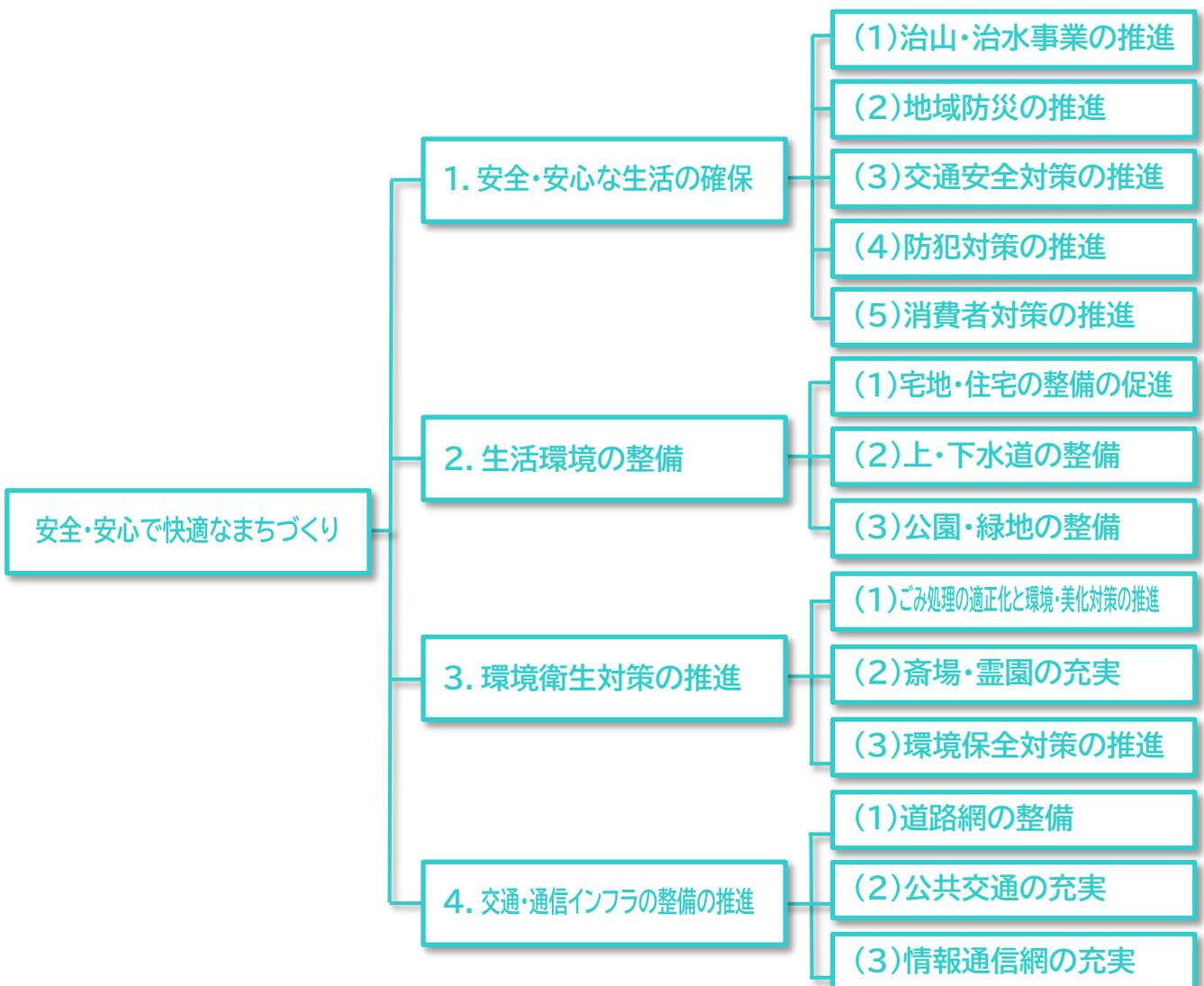


< 和木町人権のつどい >

第6章 安全・安心で快適なまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築は、現世代だけでなく、これから後の世代にわたって引き続き重要となります。そのため、本町の自然環境を後世に残していくためにも、その保全に努め、人と自然が共生できるまちづくりを進めていく必要があります。また、子育て世代や高齢者、障がい者に配慮の行き届いた、だれもが住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりが求められており、さらに、日常生活にかかわる交通網や情報網など、生活基盤の整備も合わせて進めていく必要があります。そして、町民の生命や財産を守るため、防災・防犯、交通安全対策の強化に努め、だれもが来たい、住みたい、住んで良かったと思えるよう、魅力的なまちづくりを推進します。

[施策の体系]



[目指す姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
スクールガードの配置	17人	20人	
家庭用防犯カメラの補助件数 年間件数	10件	7件	
犯罪件数(刑法犯認知状況) 年間件数	25件	減少	岩国警察署
交通死亡事故件数 累計件数	1件	0件	岩国警察署



< 総合防災訓練 >



< 交通安全スピードダウンキャンペーン >

1. 安全・安心な生活の確保



町民が安全で安心して生活を送ることができるよう、防災対策等による災害に強いまちづくり、防犯対策や交通安全対策等による安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。

また、振り込め詐欺や架空請求による特殊詐欺等、消費者被害防止に向けた取組を推進し、消費生活の安定に努めます。

(1) 治山・治水事業の推進

①治山・急傾斜地崩壊対策事業の推進

- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害を防止するため、県と連携し、危険箇所に対する整備はほぼ完了しました。今後は必要に応じて対策を行います。

②森林整備等の推進

- 森林環境譲与税を活用し、人工林の間伐を実施することにより、森林の土砂災害防止機能等を維持し、山地災害の未然防止につなげます。

③河川改修等の促進

- 近年多発する集中豪雨等による自然災害に備え、一級河川小瀬川及びその支流となる瀬田川、関ヶ浜川について、継続的な維持管理と併せ、護岸・河床整備、浚渫等の防災対策を行うよう国や県に対し強く要望していきます。

(2) 地域防災の推進

①災害予防対策の充実・強化

- 災害はいつ、どこでも起こりうることから、災害時の安全確保は町民一人ひとりの日頃の備えと心構えにかかっています。災害発生前や災害発生時の適切な行動につなげていくため、防災訓練や各種訓練・教育を通じ、防災への理解と住民参画意識のさらなる醸成を図ります。
- 災害予防対策を強化するため、住宅耐震診断や家具転倒防止等に関する補助制度、各種災害の想定や危険個所についてのハザードマップによる周知など、防災対策に必要な情報の提供に努めます。

②災害時の応急・救護体制の確立

- 各種計画やマニュアルの整備、防災行政無線や防災メール、ケーブルテレビ等の情報伝達手段の多重化、防災カメラや簡易型水位計による河川監視、蜂ヶ峯ヘリフォワードベースの整備、関係機関や企業等との応援協定の締結などにより、災害時における応急・救急体制の整備を行っています。
- 消防団の団員確保を図るとともに、総合防災訓練や消防訓練による団員の技術や知識の研鑽、地域との繋がりの強化を行うことで、地域防災力のさらなる向上に努めます。

- 災害発生時における行政、各関係機関、町民の相互協力体制の構築に向けて、自主防災アドバイザー研修への参加を促進するほか、防災士の資格取得の支援や、自主防災組織の充実のための支援を行います。
- 地域における「共助」と災害から自己を守る「自助」の意識高揚に努め、地域と町等が連携した個別避難計画に基づく避難支援体制の構築を推進します。さらに、これらの取組をPRすることで、町全体への効果の波及を図ります。
- 避難所を円滑に開設・運営できるよう訓練するとともに、避難所の生活環境改善を図ることで、町民が安心して避難し、過ごせる場となるよう努めます。

③災害復旧体制の充実

- 災害復旧体制を確立するため、事業継続計画および受援計画を策定しました。各計画に基づき、各事業の継続や復旧、応援の受け入れが円滑になるよう訓練を実施し、本部体制の充実を図ります。
- 県市町が共有する被災者生活再建支援システムを運用し、被災者の迅速な生活再建を支援します。被災箇所については国、県と連携し、早期の復旧、危険箇所の調査等を実施するなど、国、県、関係機関との連携、協力体制の確立を図ります。

(3) 交通安全対策の推進

①交通安全推進体制の強化

- 交通安全対策協議会や通学路交通安全プログラムを中心として、近隣市町や関係団体、企業等と緊密な連絡を保ち、総合的な交通安全推進体制の充実を図ります。

②交通安全意識の高揚

- 早朝の交通街頭指導や広報車による街宣活動、春・秋の全国交通安全運動期間の交通安全キャンペーン等のあらゆる機会を通じて、通勤・通学者、ドライバーへの交通安全に対する啓発活動を実施し、町民および町内を行き交う人々の交通安全意識の高揚を図ります。

③交通安全施設の整備充実

- 事故等が予想される危険箇所については、LED防犯灯やカーブミラーなどの設置を進め、それら施設の点検整備を十分に行うなど、交通安全施設や歩道の整備充実に努めます。
- 通学路や生活道路のうち、特に人の往来に注意を要する地域において、車の速度を30km/時に規制する「ゾーン30」区域を設定し、区画の路面標示や交差点のカラー化を実施して人優先の歩行空間整備を進めています。町民への浸透を図るため、広報紙等により周知し、交通事故のない、安心して往来できる区域となるよう努めます。また、県に対する交通安全改善要望により施設整備が実現するよう積極的に働きかけを行います。
- 県と連携し、歩道の整備、段差等の解消に努め、子ども、高齢者、障がい者等の立場に立った、人にやさしい道づくりを推進します。

④交通安全教育の推進

- 一人ひとりの交通安全意識を高揚させるため、家庭、学校、地域、職場等において、関係機関の連携のもと、交通安全教育を展開しています。小学生の自転車事故や高齢者の関わる事故も増加していることから、今後は従来の実施場所のほか、交通安全対策関係部局と連携しなが

ら、和木学園等を通じて、生涯学習としての交通安全教育の実施に努めます。

(4) 防犯対策の推進

①地域に密着した防犯活動の推進

- 「わきスクールガード」による通学路における子どもたちの見守り活動や、町・警察・中学校保護者等が連携した「防犯パトロール協議会」による生徒指導を併せた町内の巡回・指導などが行われ、町民が安心して生活できる地域社会を目指す取組が実施されています。各団体のメンバー確保に向けた取組等を支援し、活動の継続・維持に努めます。
- 青少年の健全育成体制の整備や不法駐車や放置自転車の取締り等、地域に密着した防犯活動の推進に努めるとともに、保護者、地域の方々、学校、警察等と協力体制を密にし、総合的な対策を推進します。

②防犯意識の高揚

- 特殊詐欺被害や消費者被害は全国的に広がり、かつ手口が非常に巧妙化しており、防犯意識が高揚しているにもかかわらず、年齢や性別を問わず、いつ、誰もが被害に遭う危険性が高まっています。これらの被害やトラブルを未然に防ぐため、地域活動や広報活動等の強化によって、町民一人ひとりの防犯意識のさらなる高揚を図ります。
- 県内、特に町内や近隣市町で犯罪被害や緊急を要する事案が発生した場合は、町民へ被害が拡大しないよう、あらゆる手段を用いて迅速な広報・啓発活動に努めます。

③防犯施設等の整備

- 町内の防犯灯LED化及び防犯カメラの設置については、町全体を概ねカバーできていることから、これらの防犯施設等の更新・維持に努めます。
- 町内の街頭犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上のため、家庭用防犯カメラの設置に対する補助を行い、安全・安心なまちを推進します。

(5) 消費者対策の推進

①安全と利益の確保

- 消費生活相談員による相談受付や地域包括支援センターとの協力による高齢者の消費者被害の防止に努めるとともに、県や他市町の消費者生活センター、関係機関、近隣自治体との連携によって、消費者の安全と利益の確保を図ります。

②消費者啓発の推進

- 消費者被害の防止に向け、広報紙やホームページ等による情報発信・啓発活動を推進します。

2. 生活環境の整備



快適な生活環境の整備に向け、公営住宅の適正な維持管理や、公園施設の計画的な更新を進め

ていきます。また、上下水道においては公営企業会計を適用したことによる分析のもと、予防保全的な維持管理と将来を見据えた更新事業を推進していきます。

(1) 宅地・住宅の整備の促進

①町営住宅の長寿命化の推進

- 長寿命化計画に基づいて住宅の長寿命化改修工事を進めるとともに、ニーズに応じて管理戸数の見直しについても検討します。また、町営住宅の入居率を高めるため、周知方法の見直し等を検討していきます。

②良質な民間住宅の建設促進

- 新築住宅の取得に対する「住宅建設資金利子補給制度」や「住宅建設奨励金制度」を引き続き実施するなど、良質な民間住宅の建設を促進し、人口定住へとつなげていきます。
- 民間住宅耐震化補助制度の積極的なPRを行い、民間住宅の耐震化を促進します。

(2) 上・下水道の整備

①公営企業会計の適正な運用

- 令和6年4月から簡易水道事業及び公共下水道事業に公営企業会計を適用しました。財務諸表を作成することで経営状況、資産状況、財務状況等を評価し、経年比較や団体比較を実施することで課題の把握や会計の安定運営に努めます。また、経営戦略の改定も併せて行い、コストの把握や適正な料金体系を整備していきます。

②上水道施設の更新及び維持管理体制の整備充実

- 浄水場等の施設管理や点検等の業務は民間委託を検討し、確実な施設の管理及び経費削減を図ります。
- 資産の長寿命化や耐震化を進めるとともに、安全・強靱な施設の維持に努めます。
- 隣接自治体と連携し、水需要に対応します。

③下水道施設の更新及び維持管理体制の整備充実

- ポンプ場等の施設管理や点検等の業務は民間委託を検討し、確実な施設の管理及び経費削減を図ります。
- 道路の陥没や、ポンプ場における突発的な事故の未然防止を目的としたストックマネジメント計画の実施により、老朽化した下水道施設の効率的な改築を実施することで、ライフサイクルコストの低減に努めます。
- 汚水処理は、引き続き隣接自治体と連携します。

(3) 公園・緑地の整備

①蜂ヶ峯総合公園の適正管理

- 蜂ヶ峯総合公園は本町の最大の観光スポットであり、令和3年4月に新エリアB e e +がオープンし、町民の憩いの場、レクリエーションの場、交流の場として、重要なにぎわい拠点となっています。一方で、開園から35年以上が経過していることから、施設の老朽化や陳腐化

等、様々な課題を抱えています。今後も計画的な施設改修を実施するとともに、民間活力を活用した持続可能な公園運営に努めます。

②身近な広場の整備

- 高齢者や幼児をはじめ町民が気軽に憩える場を確保するため、児童公園等、身近な広場の点検や整備に努めます。また、こども園の園庭を開放し、子どもたちの遊び場の確保を行います。

③維持管理体制の充実

- 公園・緑地を快適に利用できるよう、老朽化した施設の点検、修繕や撤去を行い、緑地の維持保全を計画的に推進します。

④環境緑化の推進

- 街路樹や公共施設内の植樹の整備、まちぐるみの緑化推進運動等、安全性を第一に考慮しながら町全域における環境緑化を検討・推進していきます。

3. 環境衛生対策の推進



地域においてごみ処理の適正化対策、環境保全対策、環境美化対策等、総合的な環境衛生対策を進めるとともに、CO₂（二酸化炭素）排出削減による地球温暖化対策事業の充実、リサイクルの取組等による循環型社会の構築を目指し、町民と行政が一体となって推進します。

(1) ごみ処理の適正化と環境・美化対策の推進

①ごみの分別の適正化と減量化対策の推進

- 町と自治会、町民が協力し、ごみの排出抑制や分別、ごみステーションの秩序ある環境整備を行うことでごみの総排出量の削減に成功しており、食品ロス削減や生ごみの減量化など、引き続きの相互協力を努めます。また、製品プラスチックの再資源化について、分別収集体制や搬入先の検討を行います。

②ごみ処理体制の充実

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集サービスの利便性向上やコストの削減、適正処理体制の充実等を図るため、地域や関係機関との連携の充実・強化を推進します。

③リサイクルの推進

- 限りある資源を守り、有効活用するため、リサイクルに関する啓発、積極的なリサイクル事業の導入、リサイクルを推進する活動の支援を行っています。一般廃棄物処理基本計画に掲げるリサイクル目標数値の達成を目指し、分別収集を徹底し、循環型社会の形成を推進します。

④施設の整備充実と広域連携

- 現在、焼却ごみとプラマーク類は、岩国地域で連携して広域的な処理を行っています。焼却ごみの処理については、引き続き岩国市ごみ焼却施設「サンライズクリーンセンター」を利用

し、コストの削減と適正処理を推進します。プラスチック資源循環法への対応については、岩国市の施設整備状況や民間事業者の動向を踏まえ、搬入先を検討する必要があります。また、老朽化したクリーンセンターの適正な維持管理を行い、最終処分場の延命化に努めます。

⑤快適環境まちづくりの推進

- 快適環境まちづくり町民会議や行政懇談会等を通じて、町民、事業者、行政等が課題や役割を共有し連携することによって、地球環境を保全し、持続可能なまちづくりを推進します。
- より住みやすい町にしていくため、町民の意見を踏まえ、動物の適正飼養に関する啓発活動や、自治会やボランティア団体と協働して実施する町内一斉清掃、花のまちづくり活動等の環境美化活動を推進します。

⑥災害廃棄物処理体制の検討

- 災害発生後に迅速な災害廃棄物処理ができるよう災害廃棄物処理体制の構築を検討します。

(2) 斎場・霊園の充実

①維持管理体制の強化

- 常に美しい斎場・霊園とするため、周辺環境を含めた維持管理体制の充実を図ります。また、施設を正常に長く使用するため、定期的な点検等を実施します。
- 霊園に無縁墓や管理不全な墓が増えることを防ぐため、利用者に対して使用ルールや継承手続きについての啓発を行います。

②施設の整備充実

- 老朽化した斎場設備を定期的に点検し、点検結果に基づいた計画的な改修を行います。また、霊園については新たな区画造成は行わず、今後のニーズに対応するかたちで改善等を行っていきます。

(3) 環境保全対策の推進

①監視体制の充実

- 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の環境保全対策については、地域、企業、県等との連携によって一層改善されていくよう、監視指導體制の充実を図ります。
- 新たな環境汚染として問題となっているPFAS（有機フッ素化合物）に関しては、健康への影響など十分な知見が得られておらず、未解明な部分が多いため、情報収集に努めるとともに、県と連携し、必要に応じて調査・分析等適切な対応を行っていきます。

②地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入や支援を推進するとともに、省エネルギー対策に関する活動を支援することで、地球温暖化対策を推進します。
- 脱炭素関連分野などに参入する企業を積極的に支援し、併せて地域課題の解決を目指します。
- 気候変動適応法の改正により熱中症特別警戒アラートの運用が開始されたことから、アラート発令時の連絡体制や住民への周知方法を整備しました。今後は地球温暖化の進行に伴い、熱中症のリスクが更に増大することが予測されるため、本町に適した熱中症対策を模索し、推進します。

4. 交通・通信インフラの整備の推進



国道・県道等広域生活幹線道路や生活道路の整備を促進し、道路網の一層の充実を図ります。町内の移動を円滑にすることに加え、町外への移動の利便性を高めるため、JR和木駅を中核とした公共交通アクセスの充実を図ります。

(1) 道路網の整備

① 国道整備の促進

- 一般国道2号の交通渋滞の解消や大規模災害時における避難経路の確保、さらには、岩国医療センターへの搬送や岩国錦帯橋空港へのアクセスなど、地方創生を実現するために不可欠な、岩国・大竹道路の早期完成を国、県に対し、要望します。

② 県道整備の促進

- 県に対し、「関関バイパスから両国橋まで」及び「中市堰からカケ地区まで」の道路拡幅整備を要望します。また、蜂ヶ峯総合公園へのアクセス向上と大規模災害時の避難道としての役割を備える県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を要望します。

③ 都市計画道路の必要性の検証

- 計画決定以降整備が長期未着手となっている都市計画道路については、山口県都市計画基本方針に沿って、その必要性を検証します。また、見直しにあたっては、町民への情報提供に配慮し、町民の理解と合意形成に努めます。

④ 道路構造物の整備

- 橋梁等の道路構造物の点検を計画的に行い、適正な維持管理及び更新整備を推進します。

(2) 公共交通の充実

① JR和木駅の活用促進

- 町民の日常生活や通勤・通学における利便性の向上を図るため、JR和木駅の利用を促進します。
- 駅設備の維持管理など指定管理先の民間企業や関係機関等と連携しながら、誰もが快適に利用できる駅となるよう努めます。

② コミュニティバスの安定的かつ持続的な運行

- 和木町コミュニティバス「あいあいバス」について、町民の要望やバスの利用実態等を踏まえ、必要に応じてバス検討委員会を開催し、ルートや時刻表等の改正を検討します。また、バスの運行体制の維持に努めます。

③ 港湾整備の促進

- 国、県と協力し、山口県東部地域の拠点である岩国港の船舶の大型化対応及び老朽化施設等

の整備改良の促進を図ります。

(3) 情報通信網の充実

①地域情報化の推進

- 防災行政無線のデジタル化や戸別受信機の整備により、防災や地域の情報等を確実に町民に伝達できるよう、利便性の向上を図ってきました。今後も施設や機器の更新・整備に努め、平時・緊急時の情報連絡手段として運用していきます。
- 行政情報を広く周知することと、町民の利便性を向上させるため、有用なアプリやSNSの導入・活用を検討します。
- 町民に地域情報や災害情報をより確実に届けるため、アイ・キャンのCATV・和木ちゃんねるを運用することにより、情報伝達手段を多重化しています。今後も和木ちゃんねるを周知し、多くの町民に視聴してもらえるよう番組制作に努めます。



< 町内一斉清掃 >

第7章 教育・文化のまちづくり

人口減少社会の加速やグローバル化の進行、新興感染症の流行、自然災害の激甚化、食料やエネルギー等の物価高騰など、社会状況は近年大きく変化しており、これまでの価値観から新たな価値、暮らし方を創造し、適応していくことが必要とされています。こうした状況においては、一人ひとりが自らの個性を生かして主体的に人生を切り開いていくことや、社会の多様性を受け入れながら共生すること、社会への参画や協働を推進することが重要となってきます。

こうした力を養っていくために、ライフステージに応じた生涯学習の機会を確保するとともに、学校と地域との連携を深め、「学校から地域へ」「地域から学校へ」という双方向の取組を推進し、地域に潜在する知恵や技能、能力を発揮できる場を充実していきます。

また、芸術・文化やスポーツなど多様な活動に触れ、主体的に取り組むことができる環境を整え、教育・文化のまちづくりを多面的に推進します。

こども園、小学校、中学校が立ち並ぶ地区は、町域の中核に位置する文教地区として、こども園から小学校、中学校までの一貫した教育の充実をはじめ、さまざまな活動を展開していきます。

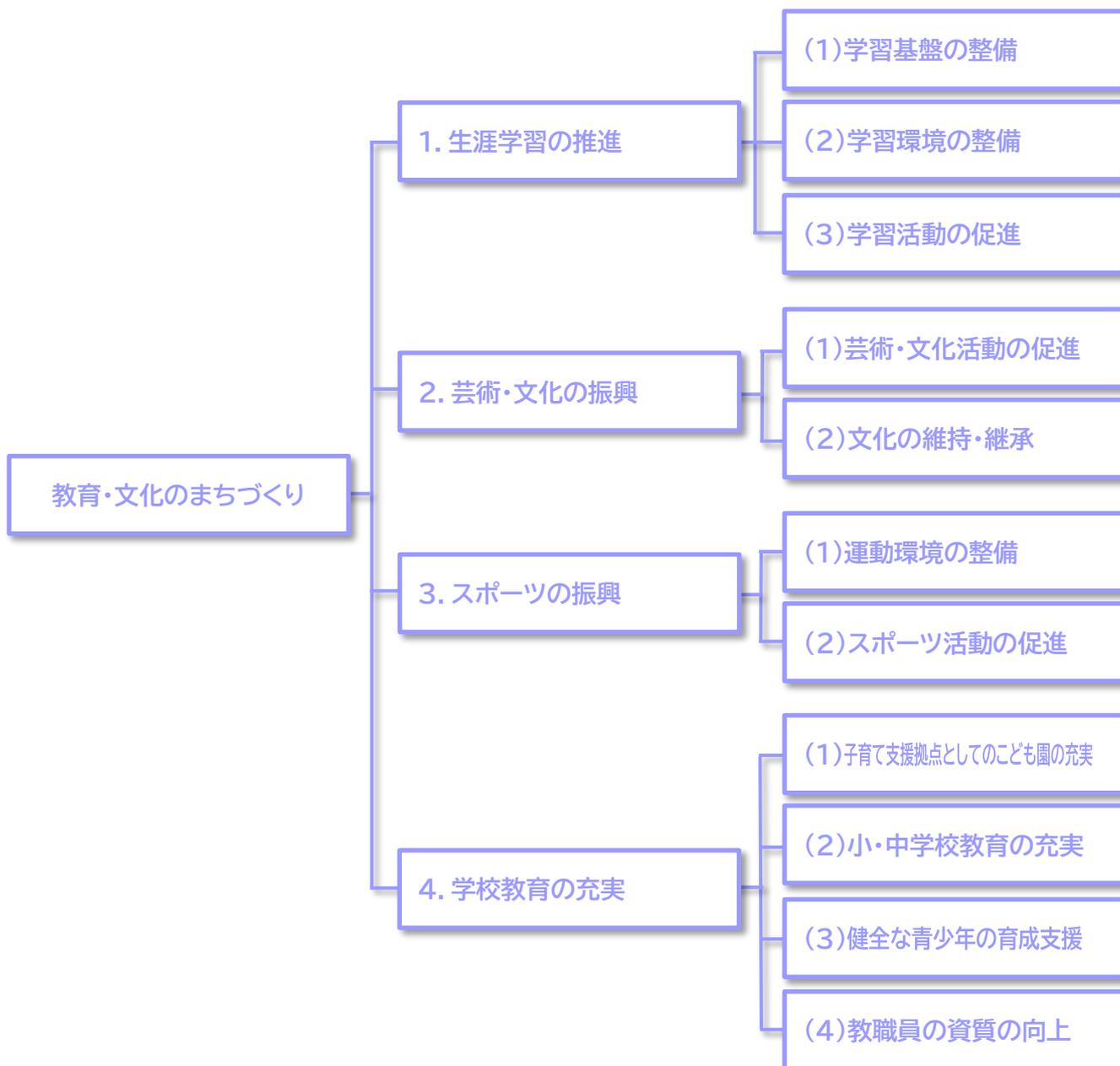


< 和木学園講座 町内企業によるコンビ学習 >



< 和木町文化祭 芸能祭 >

[施策の体系]



[目指す姿]

目標指標	現状	目標・目標値	基準
まち全体の「教育・文化」の満足度	27.5%~35.7%	40%	町民アンケート
和木学園講座開催数	15回	15回	
学校支援ボランティア数	376人	400人	
英語検定受検率(中学生)	28.0%	35%	

1. 生涯学習の推進



コンパクトな町域を1つの学び舎と捉え、青少年の体験学習や自立に向けた学習、家庭教育に関する学習、高齢者社会参画や生きがいづくりなど、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会の確保と、その成果を生かすことができるまちづくりを目指す取組を「和木学園」構想と位置付け、町民総活躍の場づくりを推進します。

(1) 学習基盤の整備

①推進体制の整備

- 生涯学習関連施策を積極的に推進するため、その時々々の社会、ニーズ、地域の状況に応じた内容に取り組みます。
- 庁内各部署や関係団体と連携して、まちづくりを含めた総合的な施策の充実を図ります。
- 各種検定（英語検定・漢字検定・数学検定・TOEIC・TOEFL iBT）の受検料を助成し経済的負担を軽減することで、町民の自発的な学習意欲の向上を図ります。

②学校教育機能の活用

- 体系的・専門的学習機会を拡充するため、学校教育機関の物的・人的教育資源の利用を促進し、町民と学校との交流を深めるなど、学校教育機能の活用に努めます。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、地域協育ネット等を引き続き進めていくことで、より地域と学校の交流を推進します。

③指導者の確保と養成

- 生涯学習の分野を広げ、さらに内容の充実を図るため、得意分野や専門知識を持つ人材の発掘に努め、その人材を活かすことのできる学びの場を醸成します。また、町内、町外の幅広い人材を指導者として招へいし、多様な指導者を確保・養成します。

(2) 学習環境の整備

①学校施設開放事業と多様な施設利用の推進

- 小・中学校の学校施設開放事業を推進し、バリアフリー化や危険個所の解消等に努め、児童・生徒、高齢者、障がい者へ配慮した教育・文化・スポーツなどの生涯学習施設として活用します。
- 各種公共施設を生涯学習拠点とするため、総合コミュニティセンター、体育センター、文化会館、美術館等のイベントを各種媒体でPRし、利用を促進します。
- 公民館瀬田分館、公民館関ヶ浜分館については、地域の拠点施設として一層利用をされるよう、運用方法の検討を行います。

②学習情報の提供

- 広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用することで、生涯学習講座や社会教育イベント、相談活動、学習団体、指導者等の学習に関する情報が町民に広く行き渡るよう努めます。

③自主的な活動団体の育成

- 町民の自主的な学習活動、既存グループ・サークルの活性化、新たな団体の立ち上げ等、各種団体の活動を支援します。また、必要に応じて町民や各種団体、関係機関への情報提供や、ニーズの把握に努め、各グループの活性化を図ります。

(3) 学習活動の促進

①まちづくり活動の促進

- 地域の人々が主体となったコミュニティづくりを目指し、各種団体の自主的活動を後押しするため、会員数の確保、団体間の連携、交流の促進に対する支援やニーズの把握などに努めます。

②ボランティア活動の促進

- 各種団体が自主的、自発的に各種ボランティアを実施しているほか、学校と地域相互の活動も行っており、これらの活動を積極的に促進します。
- ボランティア活動を促進するため、新たなボランティアの確保に向けて、学生を含む幅広い年齢層に参加してもらえるような募集案内、ボランティア活動における内容等の検討を行います。

③環境保全活動の推進

- 貴重な自然を保全し、緑あふれる快適な生活環境を確保するため、各種団体により環境美化、環境保全活動が実施されています。また、和木学園を通じて関係機関との連携を図りながら、環境学習、自然保護教育等を実施し、環境問題に対する意識の向上や環境保全活動を推進します。

2. 芸術・文化の振興



身近に芸術・文化に触れることができ、また、町民自身が作品・表現を発表できる場を設けるとともに、長い間培われてきた歴史・芸術・文化の継承を促進します。

(1) 芸術・文化活動の促進

①地域文化活動の促進

- 個性と魅力ある文化を創造し、町民が文化や芸術にふれあい、親しむ環境づくりを進め、暮らしの中に文化や芸術を定着させていくことが必要です。このため、文化協会や和木学園等と連

携し、文化会館や美術館等を活用しながら優れた文化や芸術にふれあう機会や身近な文化活動の充実に努めるとともに、その時代や流行にあった内容も取り入れることで町民の文化意識を高め、地域の文化を担う人材の確保や団体の育成、文化交流を進めます。

- 学習機会の拡充、伝統芸能の継承、趣味・教養講座の充実等により、日常生活の中で、文化活動に親しめる機運を醸成し、地域文化のさらなる向上に努めます。

②活動拠点の維持・整備

- 総合コミュニティセンターや文化会館等の公共施設は経年により、建物や機器の老朽化が見受けられるため、必要に応じて工事を行い、利用者にとって安全・安心な施設となるよう努めます。そのうえで、町民が文化や芸術にふれあえる機会を提供するとともに、町民自らの発表や展示、町外の優れた団体や個人の発表の場を提供することにより、地域文化活動の活性化を図ります。

(2) 文化の維持・継承

①文化財の保護・活用

- 地域の歴史についての関心と理解を深め、後世に歴史を伝承するため、地域の歴史について触れ、学習できる機会を創出します。
- 建物の老朽化に伴う歴史資料館の解体により、資料館に展示していた一部の展示物については文化会館で展示し、歴史資産を間近に感じられる場の確保に努めます。
- 町内の文化財や歴史資産の保存や保全に努めるとともに、公開展示等の推進や文化財愛護精神の啓発を行います。また、これらの資産をウォーキングコースの設定や学習機会の提供等に積極的に活用し、町民の生活に生かす取組を進めます。

②伝統文化の継承

- 地域の伝統行事や祭事等の継承に向け、後継者の育成や地域の活動等を支援します。また、映像記録などによる伝承を保存するための資料作成に努めます。
- 地域で行われている活動のなかで、多くの町民に喜ばれ、新たな伝統文化として継承されうるにふさわしい取組については、歴史を積み重ねられるよう支援を行います。

3. スポーツの振興



総合型地域スポーツクラブの普及に向けた支援やスポーツイベントの開催等、幅広い施策を展開し、年代を問わずスポーツに親しみをもち、誰もが気軽にスポーツに触れることのできる機会を創出します。スポーツ人口の増加につなげることで元気で明るいまちづくりを推進し、特に高齢者の健康寿命の増進と子どもの体力・運動技術の向上に取り組めます。

(1) 運動環境の整備

①スポーツ施設の維持・整備

- 体育センターや町民庭球場は経年による老朽化が進んでおり、優先順位や財政状況をもとに修繕・改修工事を適宜行い、利用者にとって安全・安心な施設の維持管理に努めます。併せて、学校の体育館やグラウンドを開放するなど、町民が様々なスポーツを実施できる環境づくりに努めます。

②小瀬川周辺の活用

- 小瀬川護岸を「健康増進エリア」と位置付け、河川管理通路（遊歩道）をウォーキングコースとするウォーキング・マップの作成を行いました。引き続き、マップの配布や周知を行い、健康づくりの場や憩いの場として活用を推進していきます。

(2) スポーツ活動の促進

①生涯スポーツの振興

- 国の第3期スポーツ基本計画においては、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障がい者は40%）」、「1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける（障がい者は70%を目指す）」を目標としています。
- 町内のスポーツ人口増加のため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員、和木学園等と連携して、誰でも気軽に楽しくスポーツに取り組めるようなスポーツイベントや体験教室等を開催し、一人でも多くの町民が生涯にわたってスポーツとの関わりを持てるよう環境の整備・充実に努めます。

②健康の増進

- 総合型地域スポーツクラブがテニスや弓道等の各種スポーツ教室、わきスポーツフェスタ、体験教室を開催し、スポーツを気軽に楽しく親しむ機会や、定期的にスポーツのできる場の提供を行っています。引き続き総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツを始めるきっかけづくりを行うことで、町民の健康増進や体力の維持・向上を図り、元気で明るいまちづくりを推進していきます。



< わきスポーツフェスタ >

4. 学校教育の充実



学校教育への地域の参画促進や保護者の意識の高揚を図りつつ、子どもの心の教育や人権教育、情報教育、青少年の健全育成等において特色ある学校教育を目指します。

(1) 幼保一元化による教育の推進

①教育と保育の一体化による教育の推進

- 幼保連携型認定こども園「和木こども園」では、保育と教育を組み合わせた総合的な子育て支援拠点として、保護者の様々なニーズに合わせたサービスの提供に取り組むとともに、教育の分野においては、園運営協議会を通じ、町内小中学校や関係機関と連携し、小中学校への進学を見据えた切れ目のない教育を推進してきました。多様化する養育環境やニーズ、社会の変化に対応するため、さらなる教育・保育の質の向上を目指します。

②豊かなふれあい教育活動の推進

- 遊びを通して、人や物を思いやるやさしさや温かい心を育むとともに、思い切り体を動かすことにより心身ともにたくましい幼児の育成に努めます。園外保育として蜂ヶ峯総合公園を活用し、季節や自然を感じる体験によって豊かな感性を育み、また、園庭や遊具の工夫等により、子どもたちがより創造性に富んだ遊びなどができる環境づくりを検討します。

③家庭・地域との連携による教育の推進

- 地域による子育て情報の提供、相談支援、つながりづくり、読書活動、ボランティア活動等を積極的に受け入れ、家庭と地域が一体となって子育て・教育を推進し、幼児一人ひとりの豊かな心や感性を育む情操教育を推進します。

(2) 小・中学校教育の充実

①コミュニティ・スクールの推進

- 学校・家庭・地域が一体となって、地域の子どもたちを育む学校づくりを進めるため、学校運営協議会を設置しています。学校運営を学校のみが担うのではなく、地域ぐるみの協働によって子どもの育成や学校での子どもの安全確保が図られる環境をつくるため、学校・家庭・地域の関わりを強化していきます。

②特色ある学校づくりの推進

- 学校内に設置したコミュニティルームや学校運営協議会の積極的な活用や、地域の方も参加できる自由参観日の開催、PTA及び家庭教育支援チームによるふれあいの場づくりを通じて学校と地域を繋げることにより、地域に開かれた特色のある学校づくりを推進します。
- 大規模なコンビナート化学工場を有する町の特色を活かし、地元企業との連携による教育活動の実施・充実に努めます。

③園・小・中の連携による教育の推進

- 「未来に輝くたくましい和木っ子」を育てるため、本町の特色である、園・小・中が1校ずつであることを活かした密度の高い連携により、切れ目のない、きめ細やかな教育を実施します。

④一人ひとりの特徴・可能性を活かす学習指導の推進

- 探究的な学習を取り入れることにより、授業改善を行い、学力向上に繋げるように努めます。
- 一人ひとりの良さを充分発揮し合い、自主的で創造的な活動に取り組むなど、可能性を生かす学習指導を推進します。
- GIGAスクール構想をより充実したものにするため、年齢に応じたICT機器との関わりを研究し、さらに和木町未来共創アドバイザーの支援や助言を得ながら教育DXを推進するとともに、これまでの教育実践とを組み合わせることで、子どもたちにとって確かな学力を育成できる教育の展開を目指し、個別最適な学びの実現を図ります。

⑤教師の日の推進

- 平成2年度に「教師の日」を制定しました。町民が教師を尊敬し感謝するとともに、教師が和木町教育に全力をあげて献身できるよう激励し、また、よく学ぼうとする子どもたちやその保護者を讃える日として引き続き推進します。

(3) 健全な青少年の育成支援

①家庭教育支援の充実

- 家庭教育支援者、保護者が連携し、地域の家庭教育力の充実や向上のために設置された家庭教育支援チーム「はっちーず」により、家庭教育や子育て支援に関する情報提供、相談支援、つながりづくり、あいさつ活動などの家庭教育支援が行われています。家庭教育支援チームの認知度向上を図り、支援の必要な家庭に支援が行き届くよう努めます。

②児童虐待の防止

- 令和6年6月に「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ「和木町こども家庭センター『すくすく』」を設置し、相談機能の強化を行いました。生活困窮や保護者の養育力不足、児童の発達支援等、様々な問題に対してきめ細かく対応することで、児童虐待の防止に努めます。また、和木町要保護児童対策地域協議会において関係団体との情報共有、役割分担、連携を図り、虐待リスクの低減を図ります。

③青少年の健全育成

- 和木町青少年問題協議会、和木町生徒指導推進協議会等との連携のもと、青少年の課題について関係者間で情報共有し、取組を協議しています。学校、地域相互に顔の見える関係の構築に努め、児童及び生徒が主体的に地域活動へ参加したくなるよう機運を醸成し、町全体で青少年の健全育成に取り組んでいきます。
- パソコン、スマートフォン等のICT機器が普及し、全国的にSNSによるトラブル、犯罪の実行役になってしまう、犯罪に巻き込まれてしまう、といったケースが増えています。青少年が犯罪の当事者・被害者にならないよう、必要な支援や情報提供を行うとともに、学校と家庭

が連携した取組を推進します。

- 放課後児童健全育成事業として和木小学校敷地内に放課後児童クラブ(わきっこクラブ)を設置し、運営しています。保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。
- 児童・生徒が気軽に悩みや相談を行える場としてスマイルルームを開放し、問題を抱える子どもの状況の把握に努めます。また、あいさつ運動を積極的に行い、元気で明るいあいさつがすすんでできる子に育て、地域のコミュニケーションを深めることで、児童の健全育成につなげていきます。

④教育環境の整備充実

- 学校教育水準の維持・向上を図るため、小中学校及びこども園の施設の維持・更新を適切に行い、子ども達が安全かつ安心し、快適に学習に取り組むことができる環境を確保し、町域の中核に位置する文教地区の整備に努めます。また、教育活動を円滑に行うための人的・物的条件の整備・更新についても検討します。
- 子ども達が日頃から読書に親しむことを習慣化することにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる読書環境の整備、充実を図ります。

⑤「こころ」の教育の推進

- 園・小・中が連携したあいさつ運動、いい言葉の日の取組や、地域のボランティアによる絵本の読み聞かせなど、様々な機会を通じて、相手のことを考え思いやり、社会のルールを守り、命を大切にする「こころ」を育てる教育を推進します。

⑥いじめの防止

- 和木町いじめ防止基本方針に基づき、「いじめは人間として、絶対に許されない」という強い信念をもち、この認識を町民で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、和木町いじめ問題対策協議会を通じ、関係機関と連携を取り合い、いじめの未然防止・早期発見に全力を注ぎます。
- いじめ・問題行動・不登校・ひきこもりなどを生まないため、子どもたち一人ひとりの悩みや不安を受け止め、支援するために、生徒指導や相談支援体制を整えるとともに、保護者や児童生徒、教職員からの相談を受け付ける体制の充実を図ります。また、道徳教育を中核とした心の教育や、様々な活動を通じた好ましい人間関係づくり及び社会性の育成に努めます。

⑦情報教育の推進

- インターネット・携帯電話の普及をはじめ、経済・社会・生活のあらゆる場面で情報化が進展する中で、情報や情報手段を適切に活用できる力を身に付けることが重要であることから、ICT環境の整備、情報教育の推進に取り組んでいます。ICT教育先進地として、プログラミング教育やインターネットの健全活用に向けた教育等、環境を生かした指導内容の研修を進め、高度情報通信社会に対応できる人材の育成を図ります。

(4) 教職員の資質の向上

①教職員研修の充実

- 学力向上や授業改善などを目的に、時代や地域社会に対応しうる柔軟性のある教職員を養成

するため、園・小・中の合同研修会や交換授業の開催、講師の招へいなど、資質の向上を目指した適切な研修を実施します。

- 外部で実施される研修について、教職員自身による選択や決定の機会を増やし、主体的に研修に取り組む環境を整備します。



< こども園 地域ボランティアとのふれあい >



< 小学校 元プロスポーツ選手による健康教室 >



< 中学校 ICT教育合同研修会 >

第8章 計画の実現に向けた取組の推進

1. 広報・広聴活動の充実



まちづくりへの町民参加を積極的に推進するとともに、広報・広聴活動を充実させることにより、行政と町民が共に創るまちづくりを積極的に展開します。

(1) 町民参加の意識啓発

●町民主体のまちづくりを推進するため、各種団体や町民からの声を聴き、行政に反映していくため、町民参加の意識啓発に努めます。

(2) 町民本位の役場づくり

●町民が気軽に立ち寄れ、町民から信頼される役場を実現するため、迅速な事務処理、親切であたたかい対応など、行政サービスの向上に努めます。

(3) 広報活動の充実

●親しみやすく内容の充実した広報紙づくりを進めるとともに、ホームページやケーブルテレビ、SNSなどを活用し、町民への行政情報や地域情報の積極的な発信に努めます。また、和木町パンフレットやポスター、PR動画などにより、町外に向けても広報の推進を図ります。

(4) 広聴機能の強化

●町政やまちづくりに対する提言・要望を的確に把握し、行政施策に反映させるため、行政懇談会、意見交換会、各種相談会、提言箱の設置等、町民との対話の機会を充実するとともに、町民と行政の双方向からの意見交換ができる仕組みづくりに努めます。

2. 安定した行財政運営の推進



中・長期的、総合的な施策を展開するにあたっては、町民の十分な理解と協力を得るとともに、事務の効率化や職員の政策立案能力の向上等、効果的・効率的な行政の推進に努めます。

さらに、各種事業の見直しやさらなる財政の健全化を進めていくとともに、中・長期的な計画に基づく財政運営を進めていきます。

(1) 計画的・自立的行政の推進

①中・長期的、総合的な施策展開

- 多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対応するため、状況変化に意識を向けつつ、町民の意向を的確に捉えるなど、中・長期的、総合的な視点に立って計画的な施策展開を図ります。

②効率的行政組織の確立

- 作業の効率化と町民への安定したサービスの提供と利便性向上のため、和木町未来共創アドバイザーの支援や助言を得ながら、生成AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用したDXの推進（新たなデジタル技術の導入、活用）を検討します。
- デジタル庁が整備する政府共通のクラウド基盤である「ガバメントクラウド」の構築により、業務効率化に伴う町民サービスの向上、災害対策やセキュリティ対策の強化を図ります。

③職員の資質向上

- 地方創生により地域の特色を生かしたまちづくりが求められる中、自立的な行政運営を推進するため、職員の資質向上に努める必要があります。このため、町独自の研修及び国、県等が実施する研修会への積極的な参加や、職員一人ひとりの自己研鑽意識の向上を図り、問題提案・解決力やコミュニケーション力、政策形成・立案能力、法制執務等の専門知識について、高度な能力を有する人材の育成に努めます。

(2) 効果的・効率的な財政運営の確立

①計画的な財政運営

- 近年は急激な人件費の上昇や物価高騰の影響により、未来の事業の実施の見通しが立てにくくなっていますが、本計画の策定方針を踏まえ、中・長期的な財政計画を策定するとともに、毎年ローリングを行うことで、安定的な財政運営となるよう努めます。
- 近年、公共施設等の老朽化にともない、突発的な改修費用等が発生する事例が多くなっています。また、災害時の対応などへの支出を確保することもあることから、公共施設等総合管理計画や施設毎の長寿命化計画の策定を行い、優先順位をつけて改修を進めます。
- 簡易水道事業及び公共下水道事業については、令和6年度から公営企業会計の適用を行いました。経営状況、資産状況、財務状況などの評価から得られる情報をもとに、老朽化した各施設の更新など、適切な財政運営を図ります。

②計画的な事業執行

- 突発的な支出が各種事業の進捗の妨げとならないよう、特に予算規模の大きくなりがちな公共施設の修繕や整備については、公共施設等総合管理計画や長寿命化計画に基づいて計画的に行うこととします。特に大規模事業については財源の確保を行うとともに、事業実施期間の重複を避けるなどの工夫を行います。

③財政基盤の充実

- 財源、特に自主財源の充実を図るため、企業の設備投資が促進されるよう、税の優遇措置などを積極的に取り入れます。また、引き続き産業振興や人口定住策を推進するとともに、米空母艦載機部隊配備特別交付金や石油貯蔵施設立地対策等補助金の交付を継続要望します。

3. 広域行政の推進



近隣市町や広島広域都市圏協議会等と連携し、広域連携のさらなる推進を図ります。

(1) 岩国市や大竹市との連携の強化

- 町単独での解決が困難な行政課題への対応、共同事業の実施による住民サービスの向上やコスト削減を実現するため、隣接する岩国市および大竹市の実施する事業との調整を図るとともに、新たな事業やイベントなどについて、緊密な連携のもと参加・協力を努めます。

(2) 広域連携事業の推進

- 広島広域都市圏協議会やささつな自治体協議会など、地域を超えた複数の自治体間で協力しあい、互いの行政課題の解決、住民サービスの向上、地域の活性化など、まちの持続的な発展に向けて様々な広域共同事業の推進に努めます。



< 広島広域都市圏連携 観光PR事業 >

4. 計画の推進と評価・点検

本計画の推進にあたっては、成果を重視した進行管理を行うため、施策や事業を成果の観点から評価・検証し、継続的な見直しや改善に取り組みます。また、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、行政経営の質の向上、効率的・持続的な循環を目指します。

◆行政マネジメントサイクルのイメージ

